

平成25年労第374号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

## 第1 再審査請求の趣旨及び経過

### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

### 2 経 過

請求人は、平成〇年〇月に会社Aに採用され、パチンコ店内飲料部門等の管理業務に従事していたところ、平成〇年〇月〇日に配置換えとなり、ホテルの支配人業務を行っていた。

請求人は、同月〇日、午前11時頃自宅において、激しい頭痛の症状が現れて、Y病院に救急搬送され「アテローム血栓性脳梗塞」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

（略）

## 第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会の事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人に発症した疾病について、B医師は意見書において、「アテローム血栓性脳梗塞」、C医師は意見書において、「脳梗塞」と述べており、当審査会としても、被災者の疾病は「脳梗塞」と認められると判断する。

(2) ところで、厚生労働省労働基準局長が策定した「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき本件について検討する。

(3) 請求人は発症直前から前日までの間において、発生状態を時間的及び場所的に明確にし得る「異常な出来事」に遭遇したとは認められない。

(4) 請求代理人は独自の推計により労働時間数を主張しているが、当審査会としては、発症前1週間における総労働時間は57時間30分、時間外労働時間数は17時間30分とし、発症前1か月間の時間外労働時間数は65時間11分、発症前2か月ないし6か月間の1か月当たりの平均時間外労働時間数は、最大でも62時間19分であるとする審査官の決定は妥当なもの判断するので、発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって1か月当たりおおむね80時間を超える長時間の時間外労働を認めることはできない。

なお、請求代理人は、平成〇年〇月〇日付けの意見書において、第6の2のアのとおり請求人は14時から16時までの間、完全に業務から自由になっていたとみることはできないとして、それを加算すれば発症前6か月間の時間外

労働時間は月100時間を超え、過重な労働があったと認められると主張するが、請求人と同様の業務を行っていたDからの聴取によれば、時には外出することもあった旨を述べており、請求人も同様であったと推認できることから考えれば、そのような状態を使用者の指揮命令下にあつて労働時間を管理されている時間として捉えることはできず、それらをそのまま労働時間として算入することはできない。

加えて、請求人の業務は「特に決まった業務がない」「休憩を取ろうと思えば取れた」などと周囲から認識されており、労働密度が低く、手待ち時間の多いものであったと、上司Eや同僚のD、F、Gからも認めており、認定基準の考え方から評価しても、過重労働であったとする請求人らの主張を採用できない。

また、請求代理人はコーヒーレディの送迎時間についても主張するが、送迎対象と確認されたのはわずか2名で、悪天候や突発的な呼び出しをした時に利用された可能性が認められるので、本件結論を左右するものではないと判断する。

(5) 請求人は平成〇年〇月〇日にホテルの支配人業務に配置換えとなっており、業務内容が変更されているが、「人の管理はコーヒーレディの方が大変だったと思います」と同僚のHは述べており、「コーヒーレディの管理の仕事よりは楽になった」とのFの申述もあるなど、配置換え前と比べて業務内容は著しく身体的、精神的に負荷が大きかったとは認められない。

(6) 請求人には、血管の狭窄、高血圧症の基礎疾患及び喫煙が認められ、過去に治療歴もあることなどから、I医師は意見書において、本件疾病の発症原因について左中大脳動脈狭窄及び高血圧と喫煙が原因であると述べており、J医師も、高血圧と喫煙が脳梗塞の誘因となった可能性が高いと述べている。ちなみに、請求代理人は上司からのパワハラなども本件疾病の原因であると主張しているが、請求人は、上司からのいじめや人間関係が悪いということはなかったと述べており、上司のパワハラがあったとは認められない。

また、J医師は、意見書において、人間関係が脳梗塞に影響を与えたとする科学的根拠に乏しいと指摘している。

(7) 以上のことから、当審査会も請求人に発症した本件疾病は、業務が相対的に有力な原因となり、これが血管病変等の自然経過を超えて著しく増悪させ、発症に至ったとは認められないとする監督署長の処分は妥当なものと判断する。

3 以上のとおりであるので、請求人に発症した本件疾病は、業務上の事由によるものと認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。